



島根県報

平成19年 7月13日 (金)

号外 第 91 号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

条 例

郵政民営化法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例	(総 務 課)	4
職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例	(人 事 課)	4
特定地域の振興を促進するための県税の課税免除等に関する条例の一部を改正する条例	(税 務 課)	5
島根県県税条例の一部を改正する条例	(")	5
知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例	(市 町 村 課)	6
貸付金の返還債務の免除に関する条例の一部を改正する条例	(農 業 経 営 課)	8
島根県建築基準法施行条例の一部を改正する条例	(建 築 住 宅 課)	9
島根県収入証紙条例の一部を改正する条例	(審 査 課)	10
島根県警察本部の内部組織に関する条例の一部を改正する条例	(警 察 本 部)	10

公布された条例等のあらまし

郵政民営化法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例 (条例第44号)

1 条例の概要

日本郵政公社の解散に伴う次に掲げる条例の規定の整理

- (1) 島根県情報公開条例
- (2) 島根県個人情報保護条例
- (3) 島根県風致地区条例

2 施行期日

平成19年10月1日から施行することとした。

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例 (条例第45号)

1 条例の概要

- (1) 雇用保険法の基本手当に相当する失業者の退職手当の受給資格要件の改正 (第 8 条第 1 項・第 3 項関係)

改 正 前	改 正 後
勤続期間 6 月以上	勤続期間12月以上 (雇用保険法の特定受給資格者 (倒産、解雇等による離職者をいう。) に相当するものとして知事が定めるものにあつては、6 月以上)

- (2) 船員保険制度のうち雇用保険に相当する部分が雇用保険制度に統合されることに伴う規定の整理 (第 8 条第17項関係)

2 施行期日

平成19年10月1日から施行することとした。ただし、1の(2)については、平成22年4月1日から施行する

こととした。

特定地域の振興を促進するための県税の課税免除等に関する条例の一部を改正する条例（条例第46号）

1 条例の概要

引用する条項の整理

2 施行期日等

公布の日から施行し、平成19年4月1日から適用することとした。

島根県県税条例の一部を改正する条例（条例第47号）

1 条例の概要

(1) 信託に係る税制の見直しに伴う規定の整備

ア 法人課税信託の引受けを行う個人に対し課税する法人県民税の課税地を追加することとした。（第4条関係）

イ 法人課税信託の受託者で県内に事務所又は事業所を有するものは、法人課税信託の引受け等に関する届出書を知事に提出しなければならないこととした。（第7条の2関係）

ウ 特定信託の法人課税信託への統合に伴う規定の整理

(2) 狩猟税の税率の特例の廃止（附則第22項関係）

2 施行期日

信託法附則第1項の政令で定める日から施行することとした。ただし、1の(2)については、公布の日から施行することとした。

知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（条例第48号）

1 条例の概要

(1) 次に掲げる事務を松江市に権限移譲することとした。（第2条の表第18号・第35号関係）

ア 特定非営利活動促進法に基づく事務

㊦ 設立の認証、認証の申請に係る公告及び関係書類の縦覧並びに不認証の通知

㊧ 登記の完了の届出の受理

㊨ 不正行為等の報告の受理

㊩ 役員の氏名等の変更の届出の受理

㊪ 定款の変更の認証及び軽微な事項に係る定款の変更の届出の受理

㊫ 事業報告書等の受理及び閲覧の実施

㊬ 仮理事及び特別代理人の選任

㊭ 解散の認定及び解散の届出の受理

㊮ 残余財産の国又は地方公共団体への譲渡の承認

㊯ 合併の認証

㊰ 清算人の氏名及び住所の届出並びに清算終了の届出の受理

㊱ 裁判所に対する意見の陳述及び調査

㊲ 法令違反等の疑いがある場合における報告の徴収、立入検査及び改善の命令

㊳ 設立の認証の取消し及び認証の取消しに係る聴聞審理を非公開とする理由を記載した書面の交付

㊴ 警察本部長の意見の聴取

イ 租税特別措置法施行令に基づく事務

特定非営利活動法人に法令違反等の疑いがあると認められる相当の理由がない旨の証明書の交付

(2) 市町村に権限移譲した鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律に基づく事務に係る所要の改正（第2条の表第12号関係）

ア 鳥獣による生活環境、農林水産業若しくは生態系に係る被害の防止の目的又は特定鳥獣の数の調整の目的で捕獲等又は卵の採取等をしようとする場合の許可の対象から、チュウサギを削り、アオサギを加

えることとした。

イ 飼養の目的で捕獲をしようとする場合の許可の対象から、ホオジロを削ることとした。

ウ その他規定の整理

(3) 引用する条項の整理 (第 2 条の表第25号関係)

2 施行期日

1 の(1)については平成19年10月 1 日から、1 の(2)については公布の日から、1 の(3)については都市再生特別措置法等の一部を改正する法律附則第 1 条の政令で定める日から施行することとした。

貸付金の返還債務の免除に関する条例の一部を改正する条例 (条例第49号)

1 条例の概要

(1) 青年農業者等早期経営安定資金に係る返還免除 (第 2 条関係)

ア 貸付金の種類

県内の農業の担い手を育成確保するため、次に掲げる者に資金の貸付けを行う市町村に対して、1 年
間を超えない期間貸し付けた資金

㊦ 青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法に定める就農計画の認定 (以下「認定」という。)を知事が別に定める期間 (以下「対象期間」という。)において受けた青年農業者 (認定の時に15歳以上40歳未満である者で、認定に係る就農計画に基づく12月以上の研修を終了したものをいう。以下同じ。)で、当該就農計画に従って新たに自ら農業の経営を開始したもの

㊧ 県内農業法人等 (県内において農業を営む個人又は農業法人であって、知事が別に定めるものをいう。以下同じ。)で、認定を対象期間において受けた青年農業者が認定に係る就農計画 (将来青年農業者がその経営を継承する内容のものに限る。)に従ってその営む農業に就業したもの

㊨ 認定を対象期間において受けた県内農業法人等で、認定に係る就農計画 (将来青年農業者にその経営を継承させる内容のものに限る。)に従ってその営む農業に青年農業者を就業させたもの

イ 免除の条件及び範囲

㊦ 市町村から資金の貸付けを受けた青年農業者が、資金の貸付けを受けた日から 5 年間県内において専業的に農業に従事したとき。 債務の全部

㊧ 県内農業法人等に雇用された青年農業者が、県内農業法人等が市町村から資金の貸付けを受けた日から 5 年間県内において専業的に農業に従事した場合で、その経営を継承し、又はその経営に従事しているとき。 債務の全部

㊨ 青年農業者が、死亡したとき。 債務の全部又は一部

㊩ 市町村から資金の貸付けを受けた青年農業者又は県内農業法人等が、災害、疾病その他やむを得ない事由により市町村に貸付金を返還することが著しく困難であると認められるとき。 債務の全部又は一部

(2) 返還債務を免除できる貸付金のうち、農業法人等雇用就農資金を削ることとした。(第 2 条関係)

2 施行期日

平成20年 4 月 1 日から施行することとした。ただし、1 の(2)については、公布の日から施行することとした。

島根県建築基準法施行条例の一部を改正する条例 (条例第50号)

1 条例の概要

引用する条項の整理

2 施行期日

都市再生特別措置法等の一部を改正する法律附則第 1 条の政令で定める日から施行することとした。

島根県収入証紙条例の一部を改正する条例 (条例第51号)

1 条例の概要

証紙による収入の方法により徴収する使用料及び手数料のうち、オンラインによる方法により行われる申請等に係るものの徴収については、証紙による収入の方法によらないことができることとした。(第2条関係)

2 施行期日

公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行することとした。

島根県警察本部の内部組織に関する条例の一部を改正する条例(条例第52号)

1 条例の概要

- (1) 刑事部の所掌事務に犯罪による収益の移転防止に関することを追加することとした。(第6条関係)
- (2) 警務部の所掌事務に情報の公開に関すること及び個人情報の保護に関することを明記することとした。(第4条関係)

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

条 例

郵政民営化法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例をここに公布する。

平成19年7月13日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県条例第44号

郵政民営化法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(島根県情報公開条例の一部改正)

第1条 島根県情報公開条例(平成12年島根県条例第52号)の一部を次のように改正する。

第7条第2号ウ中「及び日本郵政公社」を削る。

(島根県個人情報保護条例の一部改正)

第2条 島根県個人情報保護条例(平成14年島根県条例第7号)の一部を次のように改正する。

第13条第3号ウ中「及び日本郵政公社」を削る。

(島根県風致地区条例の一部改正)

第3条 島根県風致地区条例(昭和45年島根県条例第13号)の一部を次のように改正する。

第2条第3項中第5号を削り、第6号を第5号とし、第7号から第10号までを1号ずつ繰り上げる。

附 則

この条例は、平成19年10月1日から施行する。

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年7月13日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県条例第45号

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の退職手当に関する条例(昭和29年島根県条例第8号)の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「6月以上」を「12月以上(特定退職者(雇用保険法(昭和49年法律第116号)第23条第2項に規定する特定受給資格者に相当するものとして知事が別に定めるものをいう。以下この条において同じ。)にあっては、6月以上)」に、「雇用保険法(昭和49年法律第116号)」を「同法」に、「同法第23条第2項に規定する特定受給資格者に相

当するものとして知事が別に定める者を同項」を「特定退職者を同法第23条第2項」に改め、同条第3項中「6月以上」を「12月以上（特定退職者にあつては、6月以上）」に改め、同条第17項中「又は船員保険法（昭和14年法律第73号）」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成19年10月1日から施行する。ただし、第8条第17項の改正規定及び附則第3項の規定は、平成22年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の職員の退職手当に関する条例（以下「新条例」という。）第8条第1項及び第3項の規定は、この条例の施行の日以後の退職に係る退職手当について適用し、同日前の退職に係る退職手当については、なお従前の例による。

3 新条例第8条の規定による退職手当は、雇用保険法等の一部を改正する法律（平成19年法律第30号）附則第42条の規定によりなお従前の例によるものとされた同法第4条の規定による改正前の船員保険法（昭和14年法律第73号）の規定による失業等給付の支給を受ける者に対して支給してはならない。

特定地域の振興を促進するための県税の課税免除等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年 7 月13日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県条例第46号

特定地域の振興を促進するための県税の課税免除等に関する条例の一部を改正する条例

特定地域の振興を促進するための県税の課税免除等に関する条例（昭和48年島根県条例第37号）の一部を次のように改正する。

第4条中「若しくは第2号」を削る。

第7条第1項中「第12条第1項の表の第2号又は第45条第1項の表の第2号」を「第12条第1項の表の第1号又は第45条第1項の表の第1号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の特定地域の振興を促進するための県税の課税免除等に関する条例の規定は、平成19年4月1日から適用する。

島根県県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年 7 月13日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県条例第47号

島根県県税条例の一部を改正する条例

島根県県税条例（昭和51年島根県条例第10号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項の表県民税の項中「以下同じ。）」の次に「及び法第24条第1項第4号の2に規定する個人」を加える。

第7条第2項中「次条」を「第8条」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（法人課税信託の引受け等の届出）

第7条の2 法人課税信託（法人税法（昭和40年法律第34号）第2条第29号の2に規定する法人課税信託をいう。以下同じ。）の受託者（当該法人課税信託の受託者が2以上ある場合には、その法人課税信託の信託事務を主宰する受託者（以下「主宰受託者」という。））で県内に事務所又は事業所を有するものは、各法人課税信託の引受けがあった日か

ら2月以内に、当該法人課税信託の受託者の名称又は氏名、当該法人課税信託の名称、事務所又は事業所の所在地その他必要な事項（当該法人課税信託の受託者が2以上ある場合には、主宰受託者以外の受託者の名称又は氏名を含む。）を知事に届け出なければならない。当該法人課税信託の受託者の任務が終了し、又は届け出た事項を変更した場合にも、また、同様とする。

第13条の表第1号中「（昭和40年法律第34号）」を削り、同条に次の1項を加える。

2 法人課税信託の受託者である法人について前項の規定を適用する場合には、同項の表中「法人税法」とあるのは、「固有法人（法第24条の2第5項に規定する固有法人をいう。）の法人税法」とする。

第16条第1項中「特定信託の受託者である法人の行う信託業（特定信託に係るものに限る。）並びに」を削り、同条第2項を削り、同条第3項を同条第2項とし、同条第4項中「又は第2項の各特定信託の各計算期間の所得」及び「又は各特定信託の各計算期間の所得」を削り、「第1項又は第2項」を「第1項」に改め、同項第1号エを削り、同項第2号及び第3号を次のように改める。

(2) 特別法人 各事業年度の所得及び清算所得に100分の6.6の税率を乗じて得た金額

(3) その他の法人 各事業年度の所得及び清算所得に100分の9.6の税率を乗じて得た金額

第16条第4項を同条第3項とする。

附則第7項中「並びに各特定信託の各計算期間分」を削る。

附則第9項中「、各特定信託の各計算期間分の法人税割額を申告納付すべき法人にあっては当該各計算期間の末日」を削る。

附則第11項中「若しくは」を「又は」に改め、「又は各特定信託の計算期間」を削る。

附則第15項中「同条第4項第2号ア」を「同条第3項第2号」に改める。

附則第22項を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、信託法（平成18年法律第108号）附則第1項の政令で定める日から施行する。ただし、附則第22項を削る改正規定は、公布の日から施行する。

（信託法の制定に伴う県民税及び事業税に関する経過措置）

2 この条例による改正後の島根県県税条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に効力が生ずる信託（遺言によってされた信託にあっては施行日以後に遺言がされたものに限り、信託法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第109号）第3条第1項、第6条第1項、第11条第2項、第15条第2項、第26条第1項、第30条第2項又は第56条第2項の規定により同法第3条第1項に規定する新法信託とされた信託（以下「新法信託」という。）を含む。）について適用し、施行日前に効力が生じた信託（遺言によってされた信託にあっては施行日前に遺言がされたものを含み、新法信託を除く。）については、なお従前の例による。

知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年7月13日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県条例第48号

知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成11年島根県条例第45号）の一部を次のように改正する。

第2条の表第12号左欄の(1)中「、チュウサギ」を削り、「コサギ」の次に「、アオサギ」を加え、「台湾シロガラシ」を「台湾シロガシラ」に改め、「若しくはホオジロ」を削り、同表第18号左欄の(3)中「(1)及び(2)」を「(1)から(3)まで」に改め、同欄中(3)を(4)とし、(2)の次に次のように加える。

(3) 租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号）第39条の23第1項第8号の規定による証明書の交付

第 2 条の表第25号左欄の②中「第68条の 5 の 2 第 2 項」を「第68条の 5 の 3 第 2 項」に改め、同欄の⑦中「第68条の 5 の 4 第 1 項」を「第68条の 5 の 5 第 1 項」に改め、同欄の⑧中「第68条の 5 の 4 第 2 項」を「第68条の 5 の 5 第 2 項」に改め、同表に次の 1 号を加える。

<p>35 特定非営利活動促進法（平成10年法律第 7 号。以下この号において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（ 2 以上の市町村の区域内に事務所を設置する特定非営利活動法人に係るものを除く。）</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 法第10条第 1 項の規定による設立の申請書の受理及び設立の認証 (2) 法第10条第 2 項（法第25条第 5 項及び第34条第 5 項において準用する場合を含む。）の規定による公告及び縦覧 (3) 法第12条第 3 項（法第25条第 5 項及び第34条第 5 項において準用する場合を含む。）の規定による不認証の通知 (4) 法第13条第 2 項（法第39条第 2 項において準用する場合を含む。）の規定による登記の完了の届出の受理 (5) 法第18条第 3 号の規定による不正行為等の報告の受理 (6) 法第23条第 1 項の規定による役員の名簿又は住所若しくは居所の変更の届出の受理 (7) 法第23条第 2 項の規定による添付書類の受理 (8) 法第25条第 3 項の規定による定款の変更の認証 (9) 法第25条第 4 項の規定による定款の変更の認証の申請書の受理 (10) 法第25条第 6 項の規定による軽微な事項に係る定款の変更の届出の受理 (11) 法第29条第 1 項の規定による事業報告書等、役員名簿等及び定款等の受理 (12) 法第29条第 2 項の規定による事業報告書等、役員名簿等又は定款等の閲覧の実施 (13) 法第30条において準用する民法（明治29年法律第89号）第56条の規定による仮理事の選任 (14) 法第30条において準用する民法第57条の規定による特別代理人の選任 (15) 法第31条第 2 項の規定による解散の認定 (16) 法第31条第 3 項の規定による事業の成功の不能の事由を証する書面の受理 (17) 法第31条第 4 項の規定による解散の届出の受理 (18) 法第32条第 2 項の規定による残余財産の国又は地方公共団体への譲渡の認証 (19) 法第34条第 3 項の規定による合併の認証 (20) 法第34条第 4 項の規定による合併の認証の申請書の受理 (21) 法第40条第 1 項において準用する民法第77条第 2 項の規定による清算人の氏名及び住所の届出の受理 (22) 法第40条第 1 項において準用する民法第83条の規定による清算終了の届出の受理 (23) 法第40条第 2 項の規定による意見の陳述及び調査 (24) 法第40条第 3 項の規定による意見の陳述 (25) 法第41条第 1 項の規定による報告の徴収及び立入検査 (26) 法第41条第 2 項の規定による法令違反等の理由を記載した書面の提示及び交付 (27) 法第42条の規定による改善の命令 	松江市
---	-----

<p>(28) 法第43条第1項及び第2項の規定による設立の認証の取消し</p> <p>(29) 法第43条第4項の規定による聴聞審理を非公開とする理由を記載した書面の交付</p> <p>(30) 法第43条の2(法第12条の2において準用する場合を含む。)の規定による意見の聴取</p> <p>(31) 法第43条の3(法第12条の2において準用する場合を含む。)の規定による意見の聴取</p>	
--	--

附 則

(施行期日)

1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

(1) 第2条の表第12号の改正規定 公布の日

(2) 第2条の表第25号の改正規定 都市再生特別措置法等の一部を改正する法律(平成19年法律第19号)附則第1条の政令で定める日

(3) 第2条の表第18号の改正規定及び同表に第35号を加える改正規定 平成19年10月1日

(経過措置)

2 前項第1号に掲げる改正規定による改正後の知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例第2条の規定は、当該改正規定の施行の日(以下この項において「施行日」という。)以後に鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)の規定によりなされた申請その他の行為に係る事務の処理について適用し、施行日前に同法の規定によりなされた申請その他の行為に係る事務の処理については、なお従前の例による。

3 附則第1項第3号に掲げる改正規定の施行の際特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)及び租税特別措置法施行令(昭和32年政令第43号)の規定により知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又は当該改正規定の施行の日(以下この項において「施行日」という。)前に同法及び同令の規定により知事に対してなされた申請その他の行為のうち、施行日以後において松江市長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における同法及び同令の適用については、それぞれ松江市長のした処分その他の行為又は松江市長に対してなされた申請その他の行為とみなす。

貸付金の返還債務の免除に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年7月13日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県条例第49号

貸付金の返還債務の免除に関する条例の一部を改正する条例

貸付金の返還債務の免除に関する条例(昭和59年島根県条例第12号)の一部を次のように改正する。

第2条の表新規就農者経営安定資金の項中「次項」の次に「及び青年農業者等早期経営安定資金の項」を加え、同表青年農業者初期経営安定資金の項中「認定就農計画をいう」の次に「。次項において同じ」を加え、同項の次に次のように加える。

青年農業者等早期経営安定資金	<p>県内の農業の担い手を育成確保するため、次に掲げる者に資金の貸付けを行う市町村に対して、1年間を超えない期間貸し付けた資金</p> <p>(1) 法第4条第1項の認定(以下こ</p>	<p>1 市町村から資金の貸付けを受けた青年農業者が、疾病、負傷その他やむを得ない事由により農業に従事できなかった期間を除き、資金の貸付けを受けた日から5年間県内におい</p>	債務の全部
----------------	---	--	-------

	<p>の項において「認定」という。)を知事が別に定める期間(以下この項において「対象期間」という。)において受けた青年農業者(認定の時に法第2条第1項第1号に該当する者で、認定就農計画に基づく12月以上の研修を終了したものをいう。以下この項において同じ。)で、認定就農計画に従って新たに自ら農業の経営を開始したもの</p> <p>(2) 県内農業法人等(県内において農業を営む個人又は農業法人(農事組合法人、株式会社又は持分会社(会社法(平成17年法律第86号)第575条第1項に規定する持分会社をいう。以下同じ。)であって、農業を営むものをいう。)であって、知事が別に定めるものをいう。以下この項において同じ。)で、認定を対象期間において受けた青年農業者が認定就農計画(将来青年農業者がその経営を継承する内容のものに限る。)に従ってその営む農業に就業したもの</p> <p>(3) 認定を対象期間において受けた県内農業法人等で、認定就農計画(将来青年農業者にその経営を継承させる内容のものに限る。)に従ってその営む農業に青年農業者を就業させたもの</p>	<p>て専門的に農業に従事したとき。</p> <p>2 県内農業法人等に雇用された青年農業者が、疾病、負傷その他やむを得ない事由により農業に従事できなかった期間を除き、県内農業法人等が市町村から資金の貸付けを受けた日から5年間県内において専門的に農業に従事した場合で、その経営を継承し、又はその経営に従事しているとき。</p> <p>3 青年農業者が、死亡したとき。</p> <p>4 市町村から資金の貸付けを受けた青年農業者又は県内農業法人等が、災害、疾病その他やむを得ない事由により市町村に貸付金を返還することが著しく困難であると認められるとき。</p>	<p>債務の全部又は一部</p>
--	--	---	------------------

第2条の表農業参入意向企業調査研究支援資金の項中「(会社法(平成17年法律第86号)第575条第1項に規定する持分会社をいう。)」を削り、同表農業法人等雇用就農資金の項を削る。

附 則

この条例は、平成20年4月1日から施行する。ただし、第2条の表農業法人等雇用就農資金の項を削る改正規定は、公布の日から施行する。

島根県建築基準法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年 7 月13日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県条例第50号

島根県建築基準法施行条例の一部を改正する条例

島根県建築基準法施行条例（昭和48年島根県条例第20号）の一部を次のように改正する。

別表第4の28の3の項中「第68条の5の2第2項」を「第68条の5の3第2項」に改め、同表29の項中「第68条の5の4第1項」を「第68条の5の5第1項」に改め、同表30の項中「第68条の5の5第1項」を「第68条の5の6第1項」に改める。

附 則

この条例は、都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（平成19年法律第19号）附則第1条の政令で定める日から施行する。

島根県収入証紙条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年7月13日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県条例第51号

島根県収入証紙条例の一部を改正する条例

島根県収入証紙条例（昭和39年島根県条例第43号）の一部を次のように改正する。

第2条に次のただし書を加える。

ただし、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成14年法律第151号）第3条第1項又は島根県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成16年島根県条例第36号）第3条第1項の規定により電子情報処理組織を使用して行われる申請等に係る使用料及び手数料の徴収については、証紙による収入の方法によらないことができる。

第4条中「第2条」を「第2条本文」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

島根県警察本部の内部組織に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年7月13日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県条例第52号

島根県警察本部の内部組織に関する条例の一部を改正する条例

島根県警察本部の内部組織に関する条例（昭和36年島根県条例第16号）の一部を次のように改正する。

第4条中第18号を第20号とし、第8号から第17号までを2号ずつ繰り下げ、第7号の次に次の2号を加える。

(8) 情報の公開に関すること。

(9) 個人情報の保護に関すること。

第6条に次の1号を加える。

(8) 犯罪による収益の移転防止に関すること。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。